

令和3年6月11日策定

第2回教育委員会議

新ひだか町

いじめ防止基本方針

～すべての子が『いじめをしない、いじめにあわない』ために～

令和3年6月

新ひだか町教育委員会

【 目 次 】

はじめに

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項・・・P 1～P 5

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方・・・P 1

(1) いじめの防止等に関する基本理念

(2) いじめの理解

① いじめの定義

② いじめの理解

③ いじめの態様

④ いじめの要因

⑤ いじめの解消

2 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割・・・P 3

(1) 学校及び教職員の責務

① 学校の責務

② 教職員の責務

(2) 保護者の責務

(3) 地域の役割

II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項・・・P 6～P 11

1 新ひだか町いじめ防止基本方針の策定と組織の設置・・・P 6

(1) 「新ひだか町いじめ防止基本方針」の策定

(2) 「新ひだか町いじめ防止委員会」の設置

① いじめ防止委員会の設置

② いじめ防止委員会委員の構成

2 教育委員会が実施する施策・・・P 7

(1) いじめの防止

(2) いじめの早期発見

(3) 関係機関等との連携等

(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等

(7) 啓発活動

(8) 教育委員会による措置

(9) 学校相互間の連携協力体制の整備

(10) 学校評価等における留意事項

3 いじめ防止等のために学校が実施する取組・・・・・・・・・・P 9

(1) 学校いじめ防止基本方針の作成

- ① 策定の意義
- ② 策定上の留意点

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ① 設置する意義
- ② 学校におけるいじめの防止等に関する措置

Ⅲ 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 12～P 14

1 重大事態の発生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 12

(1) 重大事態の定義

2 重大事態の報告及び調査・・・・・・・・・・・・・・・・P 13

- (1) 重大事態の報告
- (2) 調査の趣旨及び調査主体
- (3) 「いじめ防止委員会」の設置
- (4) 事実関係を明確にするための調査の実施

3 調査結果の提供及び報告・・・・・・・・・・・・・・・・P 14

- (1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

4 その他留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 14

- (1) 出席停止措置・区域外就学等の弾力的な対応
- (2) 児童生徒や保護者への心のケア及び支援

5 再調査及び措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 14

新ひだか町いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

また、いじめは全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るということを十分に認識する必要があります。

近年、インターネット、スマートフォンなどを介したいじめが増加するなど、いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題となっており、平成25年6月にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が成立し、同年9月28日に施行され、平成25年10月には「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が策定されました。

これを受け、北海道においても「北海道いじめの防止等に関する条例」（以下「道条例」という。）が平成26年4月に施行され、平成26年8月には「北海道いじめ防止基本方針」が策定されました。

新ひだか町では、これまでも、いじめの防止等の対策に取り組んでおりますが、法の目的や基本理念を踏まえ、すべての子どもが『いじめをしない、いじめにあわない』よう、町民全体でより一層いじめの防止等に対応するため、「新ひだか町いじめ防止基本方針」を策定するものです。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

全ての児童生徒が自分が必要とされる存在であると感じ、互いの違いを認め合い、支え合うことができるような取組を進めることで、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。

(1) いじめの防止等に関する基本理念

道条例では、基本理念として、「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」などを規定しています。

(2) いじめの理解

① いじめの定義

法及び道条例では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

② いじめの理解

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意します。

- いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応すること。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合もいじめと同様に対応すること。
- 意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせていじめにつながる場合や加害児童生徒として巻き込まれたりするなどして被害・加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応すること。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること。
- 学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うこと。

③ いじめの態様

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンやスマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

④ いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るものであること。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題だけではなく、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、さまざまな場面で起こり得るものであること。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり、深刻化したりするものであること。
- いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などが存在していること。
- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、児童生徒の発達段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ起こり得るものであること。

⑤ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

- いじめに係る行為が止んでいること。
被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

上記のいじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割

いじめの防止等のための対策を進めるため、すべての児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育成する取組を、学校・家庭・地域住民・行政その他の関係者相互の連携協力の下、社会全体

で進めます。

(1) 学校及び教職員の責務

① 学校の責務

学校においては、次の取組を進めます。

- 学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていくこうとする力を育てること。
- 学校は、児童生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、すべての児童生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とのかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進めること。
- 学校は、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進めること。
- 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、全ての児童生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進めること。
- 学校は、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努めること。
- 学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進めること。

② 教職員の責務

教職員においては、次の取組を進めます。

- 教職員は、児童生徒理解を深め、信頼関係を築き、児童生徒のささいな変化・兆候であってもいじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることのないように努めること。
- 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応に繋げること。
- 教職員は、「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通すこと。
- 教職員は、児童生徒を直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や言

動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意すること。

- 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付けること。

(2) 保護者の責務

家庭は、児童生徒にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、児童生徒の教育に関し第一義的な責任を有しています。

保護者においては、次の取組を進めます。

- 保護者は、その保護する児童生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努めること。
- 保護者は、その保護する児童生徒の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせること。
- 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めること。
- 保護者は、いじめの問題の対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童生徒の保護者、学校と連携し、適切な方法により問題の解決に努めること。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努めること。
- 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童生徒を見守り支えること。

(3) 地域の役割

地域においては、次の取組を進めます。

- 地域は、日頃から、児童生徒が様々な機会を通じて学校外の人間関係を形成し、自分の役割や存在を感じることができるよう、児童生徒が学校外で活動できる場所や機会を、学校関係者や関係団体等が連携する既存の組織等を活用するなどして提供すること。
- 地域は、児童生徒の健やかな成長・発達のため、地域全体で児童生徒を守り育てていこうとする大人たちの協力を得て、児童生徒が異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に取り組むことができる地域の体制を整えること。
- 地域は、地域の学校等と連携を図り、地域における児童生徒の状況や問題に適切に対応する方法について共通理解を深めること。

- 地域は、児童生徒に発達段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進めること。
- 地域は、児童生徒がいじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、当該児童生徒の在籍する学校や保護者や、相談機関等の関係団体に連絡・通報するなどして、児童生徒の抱える問題の解消に努めること。
- 地域は、中学校や高等学校を卒業した後など、学校に在籍していない青少年がいじめに関わっている場合は、関係機関と連携していじめの問題の解消に努めること。
- 地域は、就学前の幼児等に対して、発達の段階に応じ、友人と一緒に遊ぶことやルールを守って遊ぶことの楽しさなどが感じられる環境づくりに努めること。

Ⅱ いじめの防止等のための対策に関する事項

1 新ひだか町いじめ防止基本方針の策定と組織の設置

教育委員会は、町、学校、家庭、地域住民その他の関係者間の連携等により、いじめの問題への対策を地域社会総がかりで進め、いじめ防止等のための対策をより実効的なものにするため、新ひだか町いじめ防止基本方針(以下「町の基本方針」という。)を策定します。

(1) 「新ひだか町いじめ防止基本方針(町の基本方針)」の策定

新ひだか町教育委員会は、町、学校、家庭、地域住民その他の関係者間の連携等により、いじめの問題への対策を地域社会総がかりで進め、いじめの防止等のための対策をより実効的なものにするため、「町の基本方針」を策定します。

「町の基本方針」においては、いじめの防止等のための対策が、地域において、体系的かつ計画的に行われるよう、次の内容を盛り込みます。

- ・ より実効的かつ町の実情に応じた取組
- ・ 町におけるいじめの防止に資する啓発活動・教育的取組
- ・ PDCAサイクルによる町の防止基本方針の点検、見直しの取組

また、教育委員会は、「町の基本方針」について、国及び北海道の基本方針の見直しがあった場合を含め、いじめの問題に係る各種調査の結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(2) 「新ひだか町いじめ防止委員会」の設置

国の基本方針においては、「地方公共団体においては、法の趣旨を踏まえ地方いじめ防止基本方針を定めることが望ましく、さらにはその地方いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、地域の実情に応じ、附属機関を設置することが望ましい。」と規定しています。

しかし、本町は小規模自治体であることから、平時は教育委員会が中心となり、学校や関係

機関と連携していじめ問題に対応し、重大事態が発生した場合など、必要に応じて「いじめ防止委員会」を設置します。

いじめ防止委員会を設置するにあたり、次の取組を進めます。

① 「いじめ防止委員会」の設置

教育委員会は、通報又は相談を受けたいじめに関する対策を実効的に行うため、必要があるときは、有識者による専門的かつ客観的な立場からの調査、審議、調整等を行う「いじめ防止委員会」を、教育委員会に設置します。

② いじめ防止委員会委員の構成

いじめ防止委員会は、次の委員等により構成します。

- ・ 町立小中学校長
- ・ 人権擁護に関する専門知識を有する者
- ・ 保護者等（町PTA連合会）
- ・ スクールカウンセラー等
- ・ 法律や犯罪等法律に関する専門知識を有する者 等

2 教育委員会が実施する施策

教育委員会においては、学校におけるいじめを防止するため、家庭や地域、警察や司法・福祉等の関係機関と連携し、いじめの防止等に資する次の取組を推進します。

(1) いじめの防止

- 教育委員会は、家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用し、全ての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 教育委員会は、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動に対する支援を行う。
- 教育委員会は、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発、及び研修を推進する。
- 教育委員会は、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、当該児童生徒の心情等を十分に配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの早期発見

- 教育委員会は、児童生徒や保護者等からのいじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備する。
- 教育委員会は、いじめを早期に発見するため、設置する学校の児童生徒に対する定期的な調査を実施する。
- 教育委員会は、設置する学校の児童生徒及びその保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
- 教育委員会は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を促進する

よう努める。

- 教育委員会は、設置する学校におけるいじめの防止等の取組の実施、校内研修の実施状況や、定期的なアンケート調査、個人面談の取組などいじめの実態把握の取組状況について把握する。

(3) 関係機関等との連携等

いじめの防止等のための対策が、適切かつ迅速に行われるよう、学校間・教職員間の連携はもとより、教育的な配慮の下で、関係機関の連携強化に努め、必要な体制の整備を行います。

- 教育委員会は、設置する学校の児童生徒のいじめの防止等のための対策が、関係者の連携のもと適切に行われるよう、学校、家庭、地域、関係機関及び民間団体との連携の強化や、その他必要な体制を整備する。
- 教育委員会は、町に居住する保護者がその保護する児童生徒の規範意識等を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置や周知など、家庭への支援体制を整備する。

(4) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、教職員の資質の向上や専門的な知識を有する者の確保に努めます。

- 教育委員会は、設置する学校におけるいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修を通じた教職員の資質能力の向上、生徒指導に係る体制等の充実に努める。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、情報モラル教育の充実と啓発活動等を行います。

- 教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制を整備する。
- 教育委員会は、学校の児童生徒及びその保護者に対し、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、啓発活動を進める。

(6) いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等

いじめの防止等のための対策の調査研究及び検証を行い、成果等を普及します。

- 教育委員会は、学校におけるいじめの認知件数、いじめの態様や背景、未然防止及び解決に向けた取組状況について調査研究及び検証を定期的に行い、適切な指導、助言を行う。

(7) 啓発活動

いじめの実態やその傾向、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性やいじめに係る相談制度等について、広報・啓発活動を行います。

- 教育委員会は、学校の児童生徒やその保護者に対し、いじめが児童生徒の心身に及ぼす

影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について、広報・啓発活動を進める。

(8) 教育委員会による措置

いじめの事実があると思われるときは、学校への通報などの措置や必要な支援を行います。

○ 教育委員会は、学校からいじめの事実があると思われるとの報告を受けたときは、当該学校に対し必要な支援や措置を講じるとともに、当該報告に係る事案について必要な調査を実施する。

○ 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるよう、必要がある場合には、学校教育法の規定及び教育委員会規則で定めた手続きに基づき、設置する学校のいじめを行った児童生徒の保護者に対して、当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、適切な措置を講ずる。

また、出席停止の措置を行った場合には、当該児童生徒の出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

○ 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学学校の指定の変更等の弾力的な対応を検討する。

(9) 学校相互間の連携協力体制の整備

いじめに対して適切かつ迅速に対処できるよう、学校相互間の連携協力体制を整備します。

○ 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導やその保護者に対する助言が適切に行われるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

(10) 学校評価等に関する事項

いじめの防止等の取組に係る評価が適切に行われるよう、必要な措置を講じます。

○ 教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置けるとともに、児童生徒や地域の状況を十分に踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえた改善に取り組むよう指導、助言を行う。

○ 教育委員会は、設置する学校の教職員の評価において、学校におけるいじめの防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう、指導、助言を行う。

3 いじめ防止等のために学校が実施する取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の作成

① 策定の意義

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。

○ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、組織として一貫した対応となる。

○ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行

為の抑止につながる。

- 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

② 策定上の留意点

学校いじめ防止基本方針について、次の事項に留意して策定します。

- 学校は、学校いじめ防止基本方針に、いじめの防止、いじめの早期発見・事案対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を盛り込むこと。
- 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けること。
- 学校は、学校いじめ防止基本方針を策定又は見直す際には、いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進めること。
また、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして児童生徒の意見も取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努めること。
- 学校は、策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへの掲載、学校便りに記載し配布、学校内への掲示、その他の方法により、児童生徒、保護者や地域住民が基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じること。
- 学校は、学校いじめ防止基本方針の内容を児童生徒、保護者、関係機関等に説明すること。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

① 設置する意義

「学校いじめ対策組織」を設置する意義としては、次のようなものがあります。

- いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること。
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が参加しながら対応することなどにより、実効のないいじめの問題の解決に資することが期待されること。

② 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、いじめの防止対策のため、次の取組を進めます。

《いじめの防止》

- 学校は、児童生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組む。
- 学校は、児童生徒に対して、傍観者とならず、「学校いじめ対策組織」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- 学校は、児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、児童生徒

が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを進める。

- 学校は、児童生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
- 学校は、児童生徒が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感を高める取組を推進する。
- 学校は、児童生徒が自主的に行う学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を推進する。
- 学校は、学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の充実に向けた取組を推進する。
- 学校は、児童生徒の発達の段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育くむため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。
- 学校は、配慮を必要とする児童生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。
- 学校は、家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童生徒の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図る。
- 学校は、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- 学校は、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、児童生徒への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施する。
- 学校は、教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

《いじめの早期発見》

- 学校は、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、積極的に認知する。
- 学校は、日頃から児童生徒との触れ合いや、児童生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、児童生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。
- 学校は、アンケート調査や個人面談における児童生徒のSOSの発信や教職員へのいじめの情報の報告など、児童生徒からの相談に対しては、迅速に対応する。
- 学校は、早期発見・早期対応を図るため、速やかな報告を徹底する。

《その他》

- 学校は、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力等の育成に関する教育を推進するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処する体制を整備する。
- 学校は、いじめの問題に関する学校評価を実施する際、児童生徒や地域の状況を踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価して、評価結果を踏まえた改善に取り組む。
- 学校は、教職員がいじめに係る情報を共有するための具体的な方法を定める。
- 学校は、いじめの発見・通報を受けた場合には、迅速に組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- 学校は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携しいじめの防止等のための取組を進める。
- 学校は、いじめを受けた児童生徒の保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童生徒の保護者に対する助言を行う。
- 学校は、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けることのできる環境を整備する。

Ⅲ 重大事態への対処

1 重大事態の発生

教育委員会は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための対処を行います。

(1) 重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

例えば、次のようなケースが想定されます。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったと

きは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たります。

2 重大事態の報告及び調査

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて町長へ、事態発生について報告します。

(2) 調査の趣旨及び調査主体

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会は、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合にはその事案の調査を行う主体や、「いじめ防止委員会」の設置について判断し、調査を実施します。

教育委員会は、学校が調査を行う場合においては、情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとします。

(3) 「いじめ防止委員会」の設置

教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときは、その重大事態に係る調査を行うため、「いじめ防止委員会」を速やかに設置します。

この組織の構成については、専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を確保します。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

事態への対処や同種の事態の発生防止を図るため、重大事態に至った事実関係を、客観的に迅速に調査し、可能な限り網羅的に明確にします。

調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などを行います。

【主たる調査事項】

- いつ（いつ頃から）行われたか
- 誰から行われたか
- どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情はどのようなものか
- 児童生徒の人間関係にはどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したか など

3 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で、経過報告を行います。

なお、これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に行います。

4 その他留意事項

(1) 出席停止措置・区域外就学等の弾力的な対応

事案の重大性を踏まえ、教育委員会の積極的な支援が必要となり、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討します。

(2) 児童生徒や保護者への心のケア及び支援

重大事態が発生した場合には、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあり、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーに配慮します。

5 再調査及び措置

法に基づき、適切な措置を講じます。